

平成26年度「東京都環境影響評価審議会」第8回総会 議事録

■日時 平成27年1月30日（木）午前10時00分～午前11時55分

■場所 都庁第二本庁舎10階 207・208会議室

■出席委員

小島会長、田中 正 第二部会長、木村委員、小堀委員、坂本委員、寺島委員
中杉委員、西川委員、野部委員、羽染委員、平手委員、町田委員

■議事内容

1 答 申

(1) 「大手町一丁目2地区開発事業」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに大気汚染、騒音・振動、景観及び史跡・文化財に係る指摘事項について留意するよう努めるべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

(2) 「産業廃棄物（埋設廃棄物等）処理施設建設事業」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、水循環及び廃棄物に係る指摘事項について留意するよう努めるべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

(3) 「(仮称)八王子インター北SC建設事業」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに大気汚染、騒音・振動、水循環、生物・生態系、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスに係る指摘事項について留意するよう努めるべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

(4) 「都営村山団地（後期）建替事業」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに大気汚染、騒音・振動、水循環、景観、自然との触れ合いの場及び廃棄物に係る指摘事項について留意するよう努めるべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

(5) 「(仮称) 八王子高尾商業施設計画」環境影響評価調査計画書

⇒ 調査計画書における選定項目、調査手法等について、大気汚染、騒音・振動に係る指摘事項に留意して、調査、予測及び評価すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告。

別紙

受 理 報 告

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環境影響評価調査計画書	・福生都市計画道路3・4・3の1号新五日市街道線（福生市大字熊川）建設事業	平成26年12月25日
2 事後調査報告書	・南山東部土地区画整理事業（工事の施行中その6） ・東北縦貫線（東京駅～上野駅間）整備事業（工事の施行中その6） ・西品川一丁目地区再開発計画（工事の施行中その1） ・六本木三丁目東地区再開発事業（工事の施行中その2）	平成27年1月16日 平成27年1月19日 平成27年1月20日 平成26年12月24日
3 変更届	・西武鉄道新宿線、国分寺線及び西武園線（東村山駅付近）連続立体交差事業 ・春日・後楽園駅前地区市街地再開発事業	平成26年12月18日 平成27年1月9日
4 着工届 （事後調査計画書）	・西武鉄道新宿線、国分寺線及び西武園線（東村山駅付近）連続立体交差事業	平成26年12月25日
5 完了届	・都営立川大山団地建替事業 ・ふじみ新ごみ処理施設整備事業	平成26年12月17日 平成27年1月16日

平成 26 年度「東京都環境影響評価審議会」第 8 回総会

速記録

平成 27 年 1 月 30 日 (金)
都庁第二本庁舎 10 階 207・208 会議室

(午前 10 時 10 分開会)

○三浦環境都市づくり課長 では、お待たせして申し訳ございません。

平成 26 年度第 8 回総会の開催をお願いいたします。今日は受理報告からスタートさせていただくということで、よろしくをお願いいたします。

本日は傍聴の申し出がございますので、よろしくをお願いいたします。

○小島審議会会長 それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がいますので、東京都環境影響評価審議会運営に関する要項第 6 条 3 項の規定によりまして、会場の都合から、傍聴人の数を 30 名程度とします。

それでは、傍聴人の方を入場させてください。

(傍聴人入場)

○小島審議会会長 それでは、傍聴の方もそろったようでございますので、これから審議に入りますが、傍聴の方は傍聴希望案件が終了次第、退室されても結構ですので、よろしくをお願いします。

なお、本日は雪等々による交通渋滞等々がありまして、審議の開催がちょっと遅れております。まだ見えてない委員もいることから、最初に受理報告のほうを進めさせていただきまして、その次に審議に入りたいと思います。

それでは事務局、よろしくをお願いします。

○三浦環境都市づくり課長 受理関係についてご報告いたします。資料 6 をご覧ください。環境影響評価調査計画書 1 件、事後調査報告書 4 件、変更届 2 件、着工届 1 件、完了届 2 件を受理しております。

それでは、受理報告につきまして、担当からご説明させていただきます。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、受理報告、環境影響評価調査計画書ということで、先日、文書諮問をさせていただいた案件の福生都市計画道路の件でございます。お手元に、ピンク色の薄い冊子がございます。調査計画書の「福生都市計画道路 3・4・3 の 1 号新五日市街道線（福生市大字熊川）建設事業」と書いてあるものでございます。それでは、こちら 1 ページ目をおめくりください。事業者は東京都でございます。対象事業の名称は「福生都市計画道路 3・4・3 の 1 号新五日市街道線（福生市大字熊川）建設事業」、種類は「道路の改築」でございます。対象事業の内容の概略としましては、新五日市街道線の延長約 1.1km において、平面構造で往復 4 車線の道路を整備するということで、概要につきましては下の表ですね。延長及び区間につきましては、約 1.1km で、起点は立川市境から終点は国道 16 号の交差点まで、のちほど図のほうで説明をさせていただきます。通過地域は福生市、車線数は 4 車線、道路幅員は標準的なところで 28m、設計速度は時速 60km、道路構造は平面ですね。供用開始は平成 36 年度を予定してございます。

おめくりいただきまして「事業の目的」でございますけれども、2 ページ。いくつか、東

京都ですとか福生市の計画が書いてありますけれども、それぞれにおきまして道路整備を図ることが記載してございまして、下から 11 行目ぐらいから目的ということで書いてありますけれども、①から⑤までですね。人やモノの動きを円滑にするですとか、渋滞の緩和ですとか、通過交通の排除による安全性の向上、それから防災性の向上といったことが記載をしてございます。

それから、おめくりいただきまして 4 ページが位置図になります。ちょうど真ん中に黒い太い波線で書いてあるところが計画道路でございまして、拝島駅のちょうど北東に当たる部分でございまして、こちら、東側の立川市境の起点から、西側の国道 16 号とぶつかる部分の終点までとなっております。右側 5 ページがやや大きくなった図で、北側にちょうど横田基地があることが分かるかと思えます。

それから、おめくりいただきまして 6 ページでございまして。上の図が断面図でございまして、もともと現行計画は 18m だったものを 28m に広げまして、左右両側に歩行者、自転車、植樹帯を設ける。現行計画も 4 車線なんですけれども、4 車線はそのままに、歩行者や自転車が通れるところ等を充実させていくということでございまして。下の図が交差なんですけれども、国道 16 号、横田基地専用線、それから一般都道と交差しますけれども、すべて平面で交差をするということでございまして。

それから 7 ページ「事業計画の策定に至った経過」ということで、まず都市計画等でございますけれども、新五日市街道線は、西東京市からあきる野市に至る 32.8km の都市計画道路ということで、整備状況につきましては、おめくりいただきまして、ちょっと小さい図で恐縮なんですけれども、一番東側の西東京市の起点から、①から⑥までふってございましてけれども、西側のあきる野市に至るまで。黒いところが整備済みのところで、西側は整備済みなんですけれども、東のほうは、まだほとんど未着手のところが多くなってございます。中央の赤いところが、今回の計画道路でございまして。

それから 9 ページ「都市計画変更に至った経過」ということで、本都市計画道路は、昭和 36 年に都市計画決定を受けまして、平成元年に名称変更して、その後、事業化する路線としての位置付けを踏まえて、今回、事業化されるといったこととございまして。一番下から 3 行目ですね、本計画は、車道を往復 4 車線にするとともに、安全で快適な歩行空間や自転車走行空間等の確保を図るため、計画幅員（標準）を既定の 18m から 28m に変更する等の都市計画変更を行おうとするものです、ということとございまして。

それから、飛んでいただきまして 69 ページ「環境影響評価の項目」でございまして。図に示すような手順を踏まえまして、選定した項目は、次のページに記載があります 6 項目でございまして。70 ページでございまして。こちら、○が付いてるところが、大気汚染の、工事完了後の自動車の走行に伴い発生する物質の濃度、それから騒音・振動は、施行中の建設機械の稼働に伴う騒音・振動レベルと工事完了後の自動車の走行に伴う騒音・振動レベル、それから土壌汚染が、施行中の拡散の可能性の有無、生物・生態系は、施行中、完了後両方ですね。それから景観につきましては、施設の存在に伴う完了後の景観。廃棄物につきま

しては、施行中の廃棄物、建設発生土ということになってございます。それぞれ「選定した項目及びその理由」ということで、71 ページ以降に記載ございまして、選定しなかったものにつきましては、73 ページ以降に記載をされてございます。

概要の説明は、以上でございます。

それでは、続きまして事後調査報告書のほうをご説明させていただきたいと思えます。本日の資料の24 ページをご覧ください。「南山東部土地区画整理事業」でございます。

答申日は平成14年2月28日、受理日が27年1月16日、事業の種類は「土地区画整理事業」でございます。位置は稲城市矢野口2422-1番地他、施工面積は約87.5ha、土地区画整理事業で、計画人口は約7,600人、事業期間が平成19年度～平成29年度、今回の事後調査区分は「工事の施行中その6」となっております。

それでは、お手元のこちらの事後調査報告書の5 ページのほうをご覧ください。「土地利用計画図」と書いてありますけれども、ちょっと字が薄いんですけれども、東側に京王よみうりランド駅がありまして、西側に稲城駅ですね。その間に挟まれるような形で、かなり大きいところの土地区画整理を行って、住宅ですとか沿道施設ですとか公園等を整備するという予定になってございます。

それでは、本日の資料のほうにお戻りいただきまして、調査結果の内容でございます。「大気汚染」につきましては、切盛土工事期間中の降下ばいじんの調査結果ということで、0.7～3.4t/km²/月、工事着手前の測定結果と同程度か下回っていた、ということでございます。これにつきましては、予測で想定した粉じん防止対策を実施したほか、強化策として人家が近接する箇所には高さ5mの防じんシートを設置して工事を実施したこと等により、影響は少なくなったとしてございます。

続きまして「騒音」でございます。B工区とE工区というところで、今回、事後調査をしておりますけれども、B工区における宅地擁壁工（躯体工）においては69dBであって、予測結果と同程度、それから宅地擁壁工（土工）においては75dBであって、予測結果を下回っていると。E工区においては、切盛土工においては73dBであって、予測結果と同じであった。いずれも条例に定める勧告基準を下回ったとしてございます。

「振動」につきましても、B工区においては、宅地擁壁工（躯体工）において47dBで、予測を下回った、宅地擁壁工（土工）において63dBであり、予測結果を下回った。E工区における切盛土工においても同様に56dBで、下回ったとしてございます。勧告基準も下回っております。下回った理由としましては、近隣の民家への影響を低減するために、極力、出力を下げた作業にあたった、としてございます。

それから25ページ「水質汚濁」でございますけれども、三沢川へ放流している時の浮遊物質の事後調査結果は3 mg/L～10mg/Lであって、環境基準の50mg/Lを下回っていたことから、影響は少ないとしてございます。

それから「史跡・文化財」ですけれども、計画区域周辺にある稲城市指定の「庚申塔」、「板碑」、「筆塚」につきましては、事後調査で現地を確認した結果、損傷等は見られなかった

ので、損傷等を与えていないということでございます。また、国指定の「江戸の里神楽」につきましては、工事着手前に文化財管理者と協議をして、関連品目について適切な場所に仮移転し保存していることから、影響を及ぼしていない、としてございます。

それから最後、「廃棄物」でございますけれども、アスファルト塊、コンクリート塊、伐採樹木、建設発生土、それぞれ予測結果を今回下回っておりまして、再利用率につきましても、すべて100%再利用しているということでございます。

苦情につきましては、水質汚濁に関するものが1件ありましたが、仮設調整池に設置している集水桝に不織布フィルターを追加設置することで、理解を得たとしてございます。

続きまして、おめくりいただきまして26ページ「東北縦貫線（東京駅～上野駅間）整備事業」でございます。こちら、最近、報道もされてますけれども、3月に正式に上野東京ラインということで供用開始する、という予定の事業でございます。

それでは、本日のこちらの事後調査報告書の3ページをご覧ください。位置図ですけれども、こちら、起点が東京駅、それから終点が北側の上野駅ですね。こちらに既存の線路等を活用しながら、新たに新しい線路を通すということでございます。おめくりいただきまして、A3の横の図がございますけれども、西側の起点の東京駅から東側の上野駅までですね。これをつくることによって、東北・高崎線と常磐線が、今まで上野で止まっていたのが、東京駅まで来れると。東海道線と相互直通運転できるということで、かなり鉄道の利便性向上に資するという事業でございます。

それでは、本日の資料にお戻りいただきまして、規模でございますけれども、事業延長は3.8km、構造は高架式、対象駅は東京駅と上野駅、工事予定期間は平成26年度までということで、今年度に終了する予定でございます。事後調査の区分は「施行中その6」でございます。調査結果につきましては、まず「騒音・振動」につきましては、調査結果が51dB～67dBであり、予測結果を一部で上回りましたけれども、勧告基準は下回ってございます。

ちなみに今回の工事につきましては、勧告基準が適用される工事はなかったということで、あくまで参考比較ですけれども、下回ったということでございます。振動につきましても33dB～39dBであって、同様に予測結果、勧告基準を下回ったとしてございます。

それから2番目「廃棄物」ですけれども、こちら、建設発生土、建設泥土、それから(2)の建設廃棄物、いずれも予測結果を上回っているところが多くなってございます。泥土につきましては、建設発生土として出る予定のものが、ちょっと濁水というか水が出てしまったということで、建設汚泥として出てしまったということでございます。それから廃棄物のほうにつきましては、想定以上の地下構造物があったということで、そういったものでコンクリート塊等が多くなってございます。いずれにしましても、再利用率につきましては、かなり高い率で再利用しているということでございます。

それから苦情につきましては、建設作業騒音に関する苦情が34件、振動に関する苦情が1件あったということで、これにつきましては、内容説明をするとともに、極力音が小さくなるよう留意して作業し、追加の対策や作業時間の変更等を講じて理解を得た。というこ

とでございます。そのほか、縦貫線の橋脚に在来線の走行音が反射してうるさくなったといった苦情もございました。

それでは、続きまして 27 ページ「西品川一丁目地区再開発計画」でございます。こちらにも、本日のこちらの事業調査報告書のほうで 3 ページをご覧ください。位置図がのってございます。大崎駅周辺でかなり開発が行われておりますけれども、やや南側の真ん中の斜線部分のところで、こちらで再開発、国際自動車教習所等があったところですが、こちらを再開発するという事業になってございます。

それでは、本日の資料にお戻りいただきまして、事業の種類は「高層建築物の新築」でございます。規模としましては、敷地面積が約 30,400m²、延床面積が約 218,000m²、最高高さは約 114m、主要用途としては、業務、住宅、工場、駐車場等、住宅戸数は約 400 戸、駐車場台数は約 690 台、事業予定期間が平成 29 年度までということで、供用予定も平成 29 年度ということでございます。事後調査のほうは、今回初めてですね、「工事の施行中その 1」となっております。

まず、事後調査結果の内容「騒音・振動」でございますけれども、建設作業騒音の事後調査結果は 65dB であり、予測結果の 79dB 及び環境確保条例に基づく勧告基準を下回っております。やや大きく下回っておりますけれども、こちらにつきましては、もともと一斉に、全部一気に解体する予定だったのが、権利変換の関係で一部壊せなかったところがあったということで、順次解体することになったということで下回ったということと、あとは平準化を行ったですとか、ジャイアントブレーカーを使うのをやめたとか、そういったことで下がったものと考えられる、としてございます。振動につきましても、事後調査結果 53dB ということで、騒音と同じような状況になってございます。

それから「自然との触れ合い活動の場」が持つ機能の変化の程度ということで、工事用車両が走行することによって、散歩道を横切るということで、支障を及ぼす可能性が予測されておりましたけれども、交通整理員を配置して、歩行者の通行や安全に配慮しているということで、影響を及ぼしていないとしてございます。

それでは、おめくりいただきまして 28 ページ「廃棄物」でございます。記載のとおり、コンクリート塊、金属くず、その他（雑材）、それからアスベストということで、コンクリート塊以下、予測結果を、まだ 1 回目ということで、下回っている状況でございます。再資源化率につきましては、アスベストにつきましては、当初予測されていなかったものが出てきたということで、こちらは再資源化ではなくて適正処理した、ということでございます。そのほかにつきましては、しっかりリサイクルしたという結果になってございます。それから文章の 3 行目以降、解体工事に伴い石綿含有産業廃棄物が発生したが、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」等に基づき撤去し、適正に処分を行ったとしてございます。

最後、「その他（土壌汚染）」でございます。こちらにつきましては、本日の資料のほうを見ていただいたほうが分かりやすいと思いますので、58 ページのほうに図がござい

ので、こちらをご覧ください。58 ページの図で、色が付いてる部分につきまして、今回、調査と対策を行ってございます。概況調査、詳細調査の結果、鉛、六価クロム、ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ふっ素の項目で、含有量、溶出量の基準を超過してございます。この図に記載の区域につきましては、土壤汚染対策法に基づく指定の申請を行いまして、「形質変更時要届出区域」に指定されまして、その後、同法第 12 条、第 16 条の届出を行った上で、こちらの区域につきましては、土壤汚染対策工事を完了してございます。

最後に、苦情につきましては、大気汚染に関する苦情が 1 件ございましたけれども、粉じんに関する苦情ですね。解体重機付近で散水を実施するとともに、工事用車両に対する保全措置を丁寧に説明し理解を得たとしてございます。

○佐藤アセスメント担当課長 続きまして、本日の資料 29 ページをご覧ください。「六本木三丁目東地区再開発事業」の事後調査報告書です。答申日ですが、平成 23 年 6 月 20 日、事後調査の受理日ですが、平成 26 年 12 月 24 日でございます。

事業の種類ですが、「高層建築物の新築」でございます。事業の規模等ですけれども、所在地が港区六本木三丁目 1、2 番内ということで、事後調査報告書、別紙 1-2 をご覧ください。北側に首都高速 3 号線が走っておりまして、東側に首都高速都心環状線が走っていると。比較的住宅地の真ん中に計画建築物が建てられる予定でございます。敷地面積ですが、約 1.92ha、延床面積、約 200,200m²。建物の高さですが、2 つの街区に分かれるんですけども、北街区が約 15m、南街区が高層ということで約 245m でございます。住宅ですが、約 220 戸、駐車場は約 410 台を予定してございます。工事予定期間ですけれども、平成 24 年度～平成 27 年度、供用開始が平成 27 年度を予定してございます。今回の事後調査ですが、「工事の施行中その 2」となっております。

調査事項ですが、「大気汚染」、「騒音・振動」の 2 項目でございます。「大気汚染」についてですけれども、調査地点ですが、事後調査報告書の別紙 1-2、先ほどのところをご覧ください。■の No.1、こちらが公定法及び SPM の測定地点、No.2、No.3、No.4 が、二酸化窒素の簡易法の測定地点となっております。

調査結果ですが、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の 1 週間平均値、こちらが 0.017ppm ということで、予測結果 0.043552ppm、こちらを下回ってございます。

浮遊粒子状物質、こちらの 1 週間平均値ですけれども、こちらが 0.016mg/m³。こちらも予測結果 0.029348mg/m³、こちらを下回ってございます。

続きまして「騒音・振動」の調査結果ですが、調査地点ですが、事後調査報告書の別紙 2-3、こちらをご覧ください。騒音・振動の調査地点ですけれども、敷地境界の北側、区道 397 号との境界部分でございます。こちら 1 カ所で騒音・振動を測定してございます。建設機械の稼働に伴う建設作業騒音レベルですが、こちらの調査結果ですが、65dB～70dB ということで、予測結果 76.3dB を下回ってございます。また、騒音規制法に基づく基準、それと環境確保条例に基づく勧告基準はいずれも 85dB になりますけれども、こちらを下回ってござ

います。

建設機械の稼働に伴う建設作業振動レベルの調査結果ですが、39dB～48dB。こちらも予測結果 72.2dB を下回っております。また、規制基準、環境確保条例に基づく勧告基準、こちらが 75dB ですけれども、こちらを下回っております。

続きまして「苦情の有無」についてですけれども、大気汚染に関する苦情、問い合わせ、こちらが 16 件、騒音・振動に関する苦情や問い合わせが 37 件と、ちょっと苦情が多くなっております。事後調査報告書の別紙 2-7、こちらをご覧ください。騒音・振動に関する苦情の表になります。全部で 37 件の苦情ですが、全般的な苦情としまして騒音・振動がひどいというのが 31 件ございます。

これについての対応ですけれども、「対応の状況」の 1 つ目の黒点・を見ていただきたいんですが、騒音・振動に対して特段の配慮をするようご説明し、ご理解頂いたということで、特段の配慮といえますと下のほうにもありますが、建設機械を低速で動かして音や振動を抑える、またブレーカーの作業を低減させる、というような配慮を行っております。また、4 つ目の・をご覧くださいんですが、防音対策が不十分な状態で作業していた箇所には、防音パネル等を設置後工事再開する旨を説明し、ご理解頂いたということでございます。別紙 2-9 をご覧ください。こちらに写真があるんですけれども、まず敷地境界に仮囲い、一番上の写真になりますが、こちらを行っております、必要に応じまして、下の写真にありますが、防音マットあるいは防音パネル、こういうものをさらに設置して、騒音・振動の低減に努めた、ということでございます。

また、2 番目としまして工事時間帯等に関する苦情が 5 件ありまして、「早朝や夜間に騒音・振動がある。何の工事を行っているのか。」というような苦情でございます。これにつきまして、道路交通法の規制上、やはり昼間は特殊車両を走らせられないということで、夜間に搬入等を行ってたんですが、この辺につきましてご説明をしてご理解頂いたという状況でございます。

「六本木三丁目東地区再開発事業」事後調査報告は、以上です。

続きまして変更届になりますが、本日の資料 30 ページをご覧ください。「西武鉄道新宿線、国分寺線及び西武園線（東村山駅付近）連続立体交差事業」でございます。答申日ですが、平成 24 年 3 月 26 日、変更届の受理日ですが、平成 26 年 12 月 18 日でございます。事業の種類が「鉄道の改良」でございます。

規模ですけれども、事業区間 3 線ありますが、新宿線の起点が東村山市本町四丁目、終点が東村山市久米川町五丁目。国分寺線の起点が東村山市本町二丁目、終点が東村山市本町一丁目。西武園線ですが、こちらの起点が東村山市本町二丁目、終点が東村山市野口町一丁目でございます。事業延長ですが、3 線合わせまして合計約 4.5km でございます。構造形式ですが、高架橋（一部擁壁、地平）でございます。

続けて、変更内容の概要。変更理由ですけれども、耐震設計基準が見直されたことにより、これに適合する構造に変更するという理由でございます。変更内容ですが、1 つ目が構

造形式ということで、一部区間における構造形式を、RC 下路桁式及び RC ラーメン式から、新宿線下りと国分寺線を一体化した鋼ラーメン式に変更するという内容でございます。変更届の 5 ページをご覧ください。A3 で折り込みになっているページでございますけれども、こちらの図 3-3 が断面図、それと図 3-4、こちらが側面図になってございます。側面図のほうでちょっとご説明いたしますが、変更前の新宿線下りが RC 下路桁式ですか。ちょうど柱の上にコンクリートの型でぼんと上に乗せるような形の構造から、上が変更後になりますが、いずれも鋼ラーメン式ということで、一部、杭を共用しながらつくるという形で変更されてございます。

本日の資料 30 ページにお戻りください。また、変更内容の 2 点目ですが基礎杭深さ等ということで、基礎杭の深さを約 10~20m、杭径 1.0~1.8m としていましたが、こちらが、深さが 10m~29m、杭径が 1.1~2.6m に変更してございます。

「環境影響評価の再評価（見直し）の結果」ですけれども、建設機械の種類、稼働台数等には変化はございません。また、高架構造の高さもほとんど変わらない。新宿線がラーメン構造に変わることによって 0.5m 低くなるということで、ほとんど変わってございません。以上のことから、騒音・振動、日影、電波障害、史跡・文化財の予測・評価の見直しは行ってございません。また、景観、廃棄物につきましては、見直しを行った結果、評価の結論は変更前と変わらないという状況でございます。

続きまして、31 ページ「春日・後樂園駅前地区市街地再開発事業」でございます。こちら、答申日が平成 21 年 1 月 30 日、変更届の受理日が平成 27 年 1 月 9 日でございます。事業の種類が「高層建築物の新築」でございます。

規模ですけれども、位置が文京区小石川一丁目 1 番外でございます。ちょっと厚い変更届になってございますけれども、こちらの 16 ページをご覧ください。位置ですけれども、16 ページ、17 ページが同じになりますが、シビックセンター、文京区役所のすぐ北側でございます。最寄り駅としては後樂園駅ということで、住宅地の中に再開発事業ということでございます。用途地域ですが、商業地域、敷地面積が約 15,990m²、最高高さですけれども、約 151m でございます。工事期間が平成 27 年 3 月~平成 31 年度、供用開始が平成 31 年度を予定してございます。

変更の内容の概要。変更の理由ですけれども、設計等の詳細検討に伴いまして、事業計画の一部を見直したということでございます。変更の内容は 2 の表のところでございますが、計画敷地面積、こちらが変更前が 16,020m² から 15,990m² ということで、30m² 減っております。建築面積が 11,650 m² から約 9,700m²、延床面積が 181,000m² から 183,300m²。建物の高さが 155m から 151m ということで、4m ほど低くなってございます。

「環境影響評価の再評価（見直し）の結果」ですけれども、大気汚染、騒音・振動、地盤、水循環、日影等の 10 項目すべてについて見直しを行いました。いずれも評価の指標を満足するというので、評価の結論は変わらないという結果でございます。

受理報告については、以上です。

- 小島審議会会長 どうもありがとうございました。まだありますか。
- 佐藤アセスメント担当課長 いえ、受理報告は以上です。
- 小島審議会会長 以上まとめて、何かご意見、ご質問等ありましたらどうぞ。どこからでも結構です。
- 中杉委員 よろしいですか。
- 小島審議会会長 どうぞ。
- 中杉委員 今回の関連するのは、調査計画書を出されたものと、西品川一丁目の再開発計画事業の話なんですけども、土壌汚染に絡んで一つやっかいなことがありますて、土壌汚染の環境基準が次々と見直されているところがあって、法律上はどの時点でやれば、どうというふうな整理をして、その時点の前に着手してれば古い基準でいいよ、ということになるんですが、後で実際に土壌を動かしてしまうということになると、例えば西品川の場合には、対策を実施したということになるんですが、対策はあくまでも古い基準で、まだ今のところはこれでいいんですが。例えば今度、塩化ビニールが加わろうとしているとか、トリクロロエチレンの基準が厳しくなるとか、そういうことが出てくると、対策工事をやって運び出した土壌が、行った先で問題を起こしてしまうと。それをどの時点でどうするか、という話が非常に難しいんですけども、そういう問題が出てきます。
- この調査計画書は、調査をどの時点でどういうふうにするかということも含めて、こちらにはもう法律とか、条例のほうでどういうふうにするか、というのに関わってくると思いますから、そういう問題が残ってきてしまいます。運び出した土壌が行った先であらためて調査をやると、基準を超えてしまった、土壌汚染を起こしてしまった、というようなことが起こり得るので、この辺をアセスのほうでどう考えて、どう整理するのかというような、非常にやっかいな話になります。この辺は一つの検討課題として考えていただくということにして。
- 実際には、例えば事後調査といっても、土壌汚染で、今度、塩化ビニールに基準が加わったから、あらためて調査をしてください、と言うわけにはいかないのです。運び出すときに、もし検査をするときには、その一点、その一点の新しい基準で照らしてみても。例えば、前に確認をされているのでは不十分だと思うものについては、確認をすることが、搬出した先での汚染原因者として指摘されないためにも必要だろう、というふうに思いますけど、少しそこら辺の考え方の整理が必要なのかなと。後で評価書の案のほうにも、若干そういうケースが絡んでくるのがございます。
- ちょっとその辺を少し、どういうふうにするか、アセスとして整理するか。アセスのほうは土壌汚染対策法、それから環境確保条例できっちりやってみるものとは、少し性格が違うものですから、そこら辺をどういうふうにするか、というのを考えていく必要があるのではないかと、という指摘だけさせていただきます。取りあえずこれは、報告は報告として受け止めるということだと思います。
- 小島審議会会長 ありがとうございます。ということで、今後の考え方、これを整理

していこうというご意見でございますが、何か事務局でありますか、これについてコメント。

○宇山アセスメント担当課長 法改正の動向等を見ながら。具体的にどうするかというのは、また先生方にご相談させていただきながら、考えていきたいと思っております。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

○坂本委員 2点、質問なんですけども。一つは東北縦貫線で、こっちの資料の7ページを見ると、工事の騒音がうるさくて眠れないという苦情があった、ということなんですけども、睡眠妨害への訴訟になると、結構もめることが多いんですが、どれぐらいのレベルだったかとか、時間帯とか、どういう環境だったか、というところを教えてくださいませんか。というのが一点。

それから、西品川一丁目のほうで、予測に対して調査結果が15dBぐらい低くて、15dBという、エネルギー量で言うと、20分の1以下なんですけども、かなり小さくなっていくんですけども、理由を見ると一斉解体ではなく順次解体することとなったというふうに書いてあるので、この期間の作業量が減ったのかな、というふうに想像するんですけども、そうすると、別の時期には作業量が増えて、騒音が予想以上に増えてしまう、ということにならないかな、という心配があるんですけども、その2点をお願いします。

○宇山アセスメント担当課長 縦貫線のほうにつきましては、今回の結果というのは、42ページのほうに事後調査結果ということで載っております、それぞれ42ページの右から2列目が、調査結果ですけれども、61dB、60dB、67dB、63dB、62dBという形で、基準値は80dBということなので、それと比べると、そんなに大きくないと言えますけれども。あと、縦貫線は既存の在来線とか、新幹線が走っているときに工事をせざるを得ないので、基本的に夜間の騒音が出るということで、その関係で、ちょっと苦情が、この件だけではなく、いくつかあったということなんですけれども、いずれにしても、この眠れないという方に対しては、事業者のほうで、その方が住んでるところ、ちょうどそこで工事やっている期間は長くはないので、その期間だけホテルのほうを斡旋して、泊まっていたら対応したということですので、一応それでご理解はいただいているということでございます。

それから、西品川のほうは、15dB低かったということで、こちらは、先々月、変更届を出しまして、解体期間を延ばして平準化をさせておりますので、そのときに山積みのほうもちゃんと検討しまして、ピークがほかのところに来ないということは確認してございますので、一応、それに対応させていただいてるところでございます。

○小島審議会会長 ありがとうございます。よろしゅうございますか。

○坂本委員 はい。

○小島審議会会長 ほかに。

どうぞ。

○羽染委員 同じ東北縦貫線の廃棄物に関してなんですが、表の真ん中辺にあります建設発生土は再利用率 100%ということで、理解できるんですが、建設泥土に関して、これも再利用率 100%になってるということで、本文の 50 ページを見ますと、今回は 6m³しか排出されなかったと。その中で、泥土がほぼ発生しないオールケーシングを使ったということで、少ないのは理解できるんですが、リサイクル率も、少なければ可能かなと思うんですが、累計のところも 100%になって、ただリサイクル率は 100%であったとしか書いてないんですが、産廃業者からリサイクル業者に渡すんでしょうけども、その後の工程を、どういうふうにしてリサイクル率何パーセントになった、というのを確認していただきたいと思うんですね。渡せば 100%と理解しちゃっていると、後の処理が本当にそうなるのか、というのが疑問に思いますので、その辺きちんと、後の処理がどうされるから 100%リサイクルされるんだ、というのが妥当だというのまで、事業者は確認していただきたいということです。その辺も事後調査報告書に書いていただけたらいいかなと思います。

以上です。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

さっきの中杉委員の意見にも、ちょっと近いんだと思いますけど、事務局のほうで、今のに何かございましたら。

○宇山アセスメント担当課長 一応、48 ページのほうに、保全措置の実施状況ということで上から 4 つ目の箱の右側ですね、発生土と泥土。建設泥土については株式会社野崎興業等に委託し、脱水処理、乾燥処理、安定処理等により、盛土材や埋め戻し材等として、100%リサイクルしたと書いてありまして、一応、確認しているとは思いますが、そういったものを含めて、ちょっと今後も確認させていただきたいと思います。

○小島審議会会長 ありがとうございます。よろしくお願いします。

ほかにございますか。

それでは、ほかにないようですので、一応、受理報告等に関しては、終わらせていただきます。

あと、今後について、事務局から。

(小堀委員、西川委員入室)

○三浦環境都市づくり課長 では、あらためて事務局からご報告を申し上げます。現在、委員 21 名のうち 12 名のご出席をいただいております、定足数を満たしております。

では、答申のほうの審議のほうをあらためてお願いいたします。

○小島審議会会長 それでは、戻りまして、答申に戻らせていただきます。

まず最初に「大手町一丁目 2 地区開発事業」についての審議を行いたいと思います。この案件につきましては、第一部会で審議していただきましたので、その結果について、本日は町田第一部会長代理から報告を受けたいと思います。よろしく申し上げます。

○町田第一部会長代理 それでは、本日、片谷第一部会長ご欠席でございますので、町田

から代わって報告をさせていただきます。

それでは、資料 1 をご覧いただきたいと思います。初めに、部会で取りまとめました答申案文を事務局から朗読してください。お願いします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、読み上げさせていただきます。本日の資料の 1 ページをご覧ください。

平成 27 年 1 月 30 日

東京都環境影響評価審議会

会長 小島 圭二 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 片谷 教孝

「大手町一丁目 2 地区開発事業」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

おめくりいただきまして、2 ページ別紙でございます。

「大手町一丁目 2 地区開発事業」に係る環境影響評価書案について

第 1 審議経過

本審議会では、平成 26 年 7 月 24 日に「大手町一丁目 2 地区開発事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における審議を重ね、関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表につきましては、おめくりいただきまして 4 ページに記載をさせていただきます。

それでは 2 ページにお戻りいただきまして、

第 2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意する

とともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大寄与濃度出現地点では、本事業による寄与率が高い上に環境基準も超えていることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討すること。

【騒音・振動、史跡・文化財共通】

計画地南側敷地境界の将門塚付近では、工事開始 20 ヶ月目において、建設作業振動レベルが最大 67dB と予測されていることから、将門塚に影響を与えないよう建設機械の稼働に伴う振動の低減に努めるとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討すること。

【騒音・振動】

計画地北側の区道においては、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音レベルの予測結果が環境基準を超えていることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討すること。

【景観】

1 計画地及びその周辺は、東京都や千代田区の計画において、皇居の水や緑と調和した風格ある都市景観の形成が求められていることから、計画建築物の外壁の形状、材質や色彩等について可能な限り明らかにした上で予測・評価に反映させること。併せて、計画地西側に整備するとしている大規模なオープンスペース・緑地空間について、より具体的に記述すること。

2 敷地外周部に高木を主体とした植栽を行うことにより圧迫感の軽減を図るとしているが、植栽樹木の樹冠による圧迫感の軽減効果について適切なイメージ図を作成するとともに、さらなる圧迫感軽減のための方策について記述すること。

【史跡・文化財】

事業計画地内には周知されていない埋蔵文化財が存在する可能性が高いことから、地下構造物の解体工事等に当たっては、慎重に作業を行うこと。

また、未周知の埋蔵文化財が確認された場合には、それらの保存方法等について、地元教育委員会等関係機関の指示に従うこと。

以上でございます。

○町田第一部長代理 ありがとうございます。

それでは、審議の経過についてご報告をいたします。「大手町一丁目2地区開発事業」に係る環境影響評価書案は、平成26年の7月24日に当審議会に諮問されまして、第一部に付託されました。それ以降、現地調査及び部会における2回の審議を行いまして、ただいま朗読いたしましたような答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして、都民からの意見書の提出はありませんでしたが、関係区長である千代田区長及び中央区長から意見が提出されております。この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

なお、都民の意見を聴く会につきましては、都民からの意見書の提出がなかったため、開催されませんでした。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民等が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたしました。

次に、指摘の内容についてご説明いたします。本事業は、千代田区大手町一丁目2番に位置する約2.1haの敷地において、業務機能や文化・交流機能を持つ複合用途建築物を建設するものであります。対象事業の種類は「高層建築物の新築」でございます。

次に、答申案の内容についてご説明をさせていただきます。最初に【騒音・振動、史跡・文化財共通】の意見でございます。計画地南側に将門塚が存在することから、建設作業に伴う振動の低減に努めるとともに、より一層の環境保全のための措置を検討するよう求めるものでございます。

次に【景観】の意見でございます。計画地及びその周辺は、皇居の水や緑と調和した風格ある都市景観の形成が求められておりますことから、計画建築物の外壁の形状等について、可能な限り明らかにした上で予測・評価することを求めるものなど2件でございます。

また、このほかに【大気汚染】の意見が1件、【騒音・振動】の意見が1件、【史跡・文化財】の意見が1件ございます。

以上で、私からの報告を終わります。

○小島審議会会長 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの報告につきまして、何かご意見等ありましたらどうぞ。

○中杉委員 よろしいですか。

○小島審議会会長 どうぞ。

○中杉委員 対象項目ではないので、評価書の審議結果については、このままで結構なんですけど、ここは構造物をつくるために地下を深く掘ります。そうすると、掘削して外へ出す土壌、多分100%再利用という形になるんだろーと思いますけども、自然由来で基準を超えるものが出てくる可能性があります。そういう意味では、そういうことを留意して再利

用の際に注意をしていただくように、事業者のほうに伝えていただければと思います。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

では、この件については、事務局のほうでよろしくをお願いします。

ほかにございますか。特に第一部会で審議された方々で、付け加えるようなことございましたらコメントをお願いします。よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

○小島審議会会長 ありがとうございます。それでは、本件につきましては、意見が特にこれ以上ないようございます。この報告をもちまして審議会の答申とさせていただきます。

それでは、事務局で答申の「かがみ」配付してください。

(「かがみ」を配布)

○小島審議会会長 配られたようございますので、事務局から朗読、よろしくをお願いします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、読み上げさせていただきます。

26 東環審第 41 号

平成 27 年 1 月 30 日

東京都知事 舛添 要一 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 小島 圭二

「大手町一丁目 2 地区開発事業」環境影響評価書案について (答申)

平成 26 年 7 月 24 日付 26 環都環第 217 号 (諮問第 424 号) で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙については、先ほど読み上げさせていただいたとおりでございます。

以上でございます。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま朗読してもらいましたとおり、知事に答申することにいたします。ありがとうございました。

続きまして「産業廃棄物 (埋設廃棄物等) 処理施設建設事業」環境影響評価書案の答申に係る審議を行いたいと思います。この案件につきましては、第二部会で審議してもらいました。その結果について、田中第二部会長、よろしくをお願いします。

○田中 (正) 第二部会長 それでは、資料の 2 をご覧いただきたいと思います。

初めに、部会で取りまとめました答申案文を事務局から朗読してください。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、読み上げさせていただきます。5 ページ、資料 2

でございます。

平成 27 年 1 月 30 日

東京都環境影響評価審議会

会長 小島 圭二 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 田中 正

「産業廃棄物（埋設廃棄物等）処理施設建設事業」に係る環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

おめくりいただきまして 6 ページ、別紙になっております。

「産業廃棄物（埋設廃棄物等）処理施設建設事業」に係る環境影響評価書案について

第 1 審議経過

本審議会では、平成 26 年 7 月 24 日に「産業廃棄物（埋設廃棄物等）処理施設建設事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における審議を重ね、関係地域区長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

ということで、付表はおめくりいただきまして 9 ページでございます。

それでは、6 ページにお戻りいただきまして、

第 2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【大気汚染】

施設の稼働に伴う大気汚染の長期平均濃度の予測評価において、評価の指標を下回る

としているが、本事業による寄与率が高く周辺の大気環境への影響が懸念される。

このことから、自主管理目標値の遵守を徹底するとともに、更なる環境保全のための措置についても検討するなど、大気環境への影響のより一層の低減に努めること。

【騒音・振動】

1 計画地周辺の道路交通騒音は、現状においても環境基準を超えている地点があることから、搬出入車両の走行に当たっては、規制速度の遵守はもとより、より一層の騒音の低減に努めること。

2 施設の稼働に伴う低周波音は、東側敷地境界等において評価の指標とした「低周波音の測定方法に関するマニュアル」に示された「建具のがたつき閾値」を上回る周波数があると予測している。

計画地周辺は工業専用地域であり住宅等は存在しないが、隣接して事業場等があることから、事後調査結果を踏まえ、必要に応じて環境保全のための措置を検討すること。

【水質汚濁、水循環共通】

雨水流出抑制対策として、敷地内の天空面部分については、雨水が浸透するよう透水性部材を積極的に採用するとしているが、当該施設は汚染土壌を取り扱う施設であることから、雨水の地下浸透によって、地下水等の水質に影響を与えないよう適切に対処すること。

【水質汚濁】

計画地における地下水の水質については、「汚染土壌処理業に関する省令」による「地下水基準」を遵守するとしている。

しかし、計画地は南側が東京湾に面した埋立地であり、現況調査の結果によれば、当該地下水の水位が東京湾の潮汐と同期していることから公共用水域への影響が懸念されるため、東京湾の水質及び底質についても、「地下水基準」にある項目の現況を明らかにし、必要に応じて予測・評価を行うこと。

【廃棄物】

1 工事の施行中における建設発生土、建設汚泥及び廃棄物の再資源化率について、「東京都建設リサイクル推進計画」における平成 22 年度の目標値を用いているが、工事の施行中である平成 27 年度の目標値に基づいて、改めて予測すること。

2 工事の完了後における処理済物の再資源化について、脱水汚泥を除く全ての処理済物を全量再資源化するとしているが、再資源化が困難な処理済物も含まれていることか

ら、その再資源化の方策について具体的に説明すること。

以上でございます。

○田中（正）第二部会長 ありがとうございます。それでは、審議の経過についてご報告いたします。

「産業廃棄物（埋設廃棄物等）処理施設建設事業」に係る環境影響評価書案は、平成 26 年 7 月 24 日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。それ以降、現地調査及び部会における 3 回の審議を行い、ただいま朗読しましたような答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして、都民からの意見の提出はありませんでしたが、関係地域区長である大田区長から意見が提出されております。この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

なお、都民の意見を聴く会につきましては、都民からの意見書の提出がなかったため、開催されませんでした。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われているものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民の一層理解しやすいものとなるように努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたしました。

次に、指摘の内容についてご説明いたします。本事業は、大田区城南島地内のスーパーエコタウン事業用地において、主に都内の建設工事現場から発生する埋設廃棄物及び汚染土壌の処理施設を建設するものです。対象事業の種類は「廃棄物処理施設の設置」でございます。

次に、答申案の内容についてご説明いたします。最初に【大気汚染】の意見です。施設の稼働に伴う大気汚染について、評価の指標は下回るものの、寄与率が高いことから、自主管理目標値の遵守を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置を検討するよう求めるものでございます。

次に【水質汚濁・水循環共通】の意見です。当該施設が汚染土壌を取り扱う施設であることから、雨水の地下浸透による地下水等の水質へ影響を及ぼさないよう適切に対処することを求めるものでございます。

また、このほか、【騒音・振動】に関する意見が 2 件、【水質汚濁】の意見が 1 件、【廃棄物】の意見が 2 件ございます。

以上で、私からの報告を終わります。

○小島審議会会長 どうもありがとうございました。

それでは、今の報告につきまして、何かご意見ございましたらどうぞ。部会の関係の方々、いかがですか。

○中杉委員 ちょっと一言。

○小島審議会会長 どうぞ。

○中杉委員 アセスのことに直接絡む話ではないんですけども、現地調査のときにも申し上げたんですが、これは廃棄物と汚染土壌、両方を扱うことになるので、微妙に基準等が違ってくるので、より厳しいほうを見ながら工事、事業をやっていただければよろしいのかなと思いますので、そこら辺のところは、東京都の管轄部局等の調整は当然とられると思いますけども、基本的な考え方としては、厳しいほうに合わせて事業を進めていただければというふうに思います。そういうことを事業者のほうにお伝えいただければと思います。

○小島審議会会長 ありがとうございます。では、その点、よろしく願います。

ほかにございますでしょうか。

それでは、本件はいくつか、低周波音ですとか、それから東京湾の底質ですとか、それから再資源化が困難な処理済物だとか。この辺について、もうちょっと詳細な説明といたしますか、これを評価書へ反映してくれ、という意見が出てございますので、この辺を留意した上でよろしく願います。

ということで、答申につきましては、特に何もないようでございますので、まず、「かがみ」を配付してください。

(「かがみ」を配付)

○小島審議会会長 それでは、朗読をよろしく願います。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、読み上げさせていただきます。

26 東環審第 44 号

平成 27 年 1 月 30 日

東京都知事 舛添 要一 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 小島 圭二

「産業廃棄物（埋設廃棄物等）処理施設建設事業」環境影響評価案について（答申）

平成 26 年 7 月 24 日付 26 環都環第 218 号（諮問第 425 号）で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙は先ほど読み上げさせていただきましたとおりです。

以上でございます。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのとおり、知事に答申することにいたします。

次に移らせていただきます。「(仮称)八王子インター北 SC 建設事業」につきまして、評

価書案の答申に係る審議を行いたいと思います。

この案件につきましても第二部会で審議していただきました。田中第二部会長、報告方、よろしく申し上げます。

○田中（正）第二部会長 それでは、お手元の資料 3 をご覧いただきたいと思います。

初めに、部会で取りまとめました答申案文を事務局から朗読してください。

○佐藤アセスメント担当課長 それでは、本日の資料 10 ページ、資料 3、こちらを読み上げさせていただきます。

平成 27 年 1 月 30 日

東京都環境影響評価審議会

会長 小島 圭二 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 田中 正

「(仮称) 八王子インター北 SC 建設事業」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

別紙 11 ページをご覧ください。

「(仮称) 八王子インター北 SC 建設事業」に係る環境影響評価書案について

第 1 審議経過

本審議会では、平成 26 年 7 月 24 日に「(仮称) 八王子インター北 SC 建設事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における審議を重ね、関係地域市長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は 14 ページのとおりです。

第 2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【大気汚染、騒音・振動共通】

関連車両の走行に伴う大気質濃度及び騒音・振動について、予測結果の基礎となる将来交通量（供用時交通量）が一部の予測地点において大幅に増加することから、更なる環境保全のための措置を検討し、より一層の環境負荷の低減に努めること。

【騒音・振動、生物・生態系共通】

建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動は勧告基準値を下回るとしているが、敷地境界における建設機械からの騒音、振動レベルの最大値が計画地西側に出現するとしている。計画地西側には「八王子滝山里山保全地域」があることから、事前に工事工程や建設機械の配置を詳細に検討するなど、建設作業における騒音・振動の低減に努めるとともに、より一層の環境保全のための措置を検討すること。

12 ページをご覧ください。

【騒音・振動】

計画地周辺の道路交通騒音は、現状においても多くの地点で環境基準を超えていることから、工事用車両の走行に当たっては、安全走行の徹底を図ることはもとより、更なる環境保全のための措置を検討し、より一層の環境負荷の低減に努めること。

【水循環】

計画地は地下水涵養能力の低い土地であるため、新たに緑地を整備し雨水浸透枡を設置することにより、雨水の地下水涵養能力の向上に努めるとしている。

このことから、浸透施設の詳細を示し、それらの地下水涵養能力向上の効果についても具体的に記述すること。

また、その機能が維持されるよう適切に管理すること。

【生物・生態系、景観共通】

環境保全のための措置として、樹木の良好な生育を維持するように適切に管理するとともに、周辺地域の緑との連続性に配慮するとしているが、計画地周辺の地形や気候等を勘案した緑地計画と維持管理が必要であると考えられることから、これらについて、具体的に記述すること。

【生物・生態系】

緑化計画の具体化に当たっては、「植栽時における在来種選定ガイドライン」等を参考に、生物・生態系に配慮し、計画地に適した在来種を選定すること。

【自然との触れ合い活動の場】

計画地周辺には、散策コースや遊歩道が存在するほか、計画地南東側には、街区公園・緑地の整備も予定されていることから、これら公園等と計画地内の緑地を結ぶ歩行者動線を示すことなどにより、ネットワークの形成と公園等の利便性の向上について記述すること。

13 ページに行きます。

【廃棄物】

工事の施行中において発生する建設汚泥の予測結果については、再資源化・縮減率が0%であることから、「東京都建設リサイクル推進計画」における目標値(平成27年度90%以上)などを踏まえ、再資源化率を設定すること。

【温室効果ガス】

予測に反映した環境保全のための措置は、類似既存店舗で既に実施している温室効果ガス排出削減に係る対策を含んでおり、評価においては、さらに各種対策を検討し、より一層の温室効果ガスの削減に努めるとしている。

このことから、計画建築物で実施する温室効果ガス削減対策について、類似既存店舗との削減対策の違いを含め、その方策について具体的に記述すること。

14 ページが付表でございます。 以上です。

○田中（正）第二部会長 ありがとうございます。

それでは、審議の経過についてご報告いたします。

「(仮称)八王子インター北 SC 建設事業」に係る環境影響評価書案は、平成26年7月24日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。それ以降、現地調査及び部会における4回の審議を行い、ただいま朗読いたしましたような答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しましては、都民からの意見書の提出はありませんでしたが、関係地域市長である八王子市長からは意見が提出されております。この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

なお、都民の意見を聴く会につきましては、都民からの意見の提出がなかったため、開催されませんでした。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評

価書案における現況調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民等が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたしました。

次に、指摘の内容についてご説明いたします。

本事業は、八王子左入町及び滝山町一丁目の一部に位置する八王子インター北土地区画整理事業区域内の西側の街区約 9.4ha の敷地において、商業施設の建設及びそれらに伴う約 3,500 台の来客者用の駐車場を設置するもので、対象事業の種類は「自動車駐車場の設置」でございます。

次に、答申案の内容についてご説明いたします。

まず初めに【大気汚染、騒音・振動共通】の意見です。関連車両の走行に伴う大気汚染濃度及び騒音・振動について、将来交通量（供用時交通量）が一部の地点で大幅に増加することから、さらなる環境保全の措置を徹底するなど、より一層の影響の低減に努めるよう求めるものでございます。

次に【騒音・振動、生物・生態系共通】の意見です。建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動レベルの最大値が、計画地西側に出現するとしていますが、計画地西側には「八王子滝山里山保全地域」があることから、事前に工事工程や建設機械の配置を詳細に検討するなど、建設作業における騒音・振動の低減に努めるとともに、より一層の環境保全のための措置を検討するよう求めるものでございます。

次に【生物・生態系、景観共通】の意見です。計画地周辺の地形や気候等を勘案した緑化計画と維持管理が必要であると考えられることから、これらについて具体的に記述することなどを求めるものでございます。

次に【自然との触れ合い活動の場】に対する意見です。計画地周辺の散策コースや遊歩道及び計画地南東側に整備される予定の公園等と、計画地内の緑地を結ぶ歩行者動線を示すことなどにより、ネットワークの形成と公園等の利便性の向上について記述することを求めるものでございます。

また、このほか、【騒音・振動】についての意見が 1 件、【水循環】についての意見が 1 件、【生物・生態系】に対する意見が 1 件、【廃棄物】に対する意見が 1 件、【温室効果ガス】に対する意見が 1 件ございます。

以上で、私からの報告を終わります。

○小島審議会会長 どうもありがとうございました。

では、今の報告に対しまして、何かご意見ございましたらどうぞ。第二部会の方々、よろしゅうございますか。

では、特に付け足すようなコメントはないようでございます。今の案件につきましては、将来交通量の増加とか、それからもう一つは、周辺を含めたネットワークの形成等々、特に留意するような点があり、これらについても含めてコメントさせていただきましたとい

うことでございますが、このほかには特にコメントないようでございますので、第二部会で十分審議していただいておりますので、これを答申としたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

○小島審議会会長 ありがとうございます。それでは、特にはないようでございますので、答申の「かがみ」を配付してください。

(「かがみ」を配付)

○小島審議会会長 それでは、朗読をよろしくお願ひします。

○佐藤アセスメント担当課長 それでは、読み上げます。

26 東環審第 45 号

平成 27 年 1 月 30 日

東京都知事 舛添 要一 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 小島 圭二

「(仮称)八王子インター北 SC 建設事業」環境影響評価書案について (答申)

平成 26 年 7 月 24 日付 26 環都環第 158 号 (諮問第 421 号) で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど読み上げたとおりです。

以上です。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのとおり、知事に答申することにいたします。どうもありがとうございました。

では、続きまして「都営村山団地 (後期) 建替事業」につきまして、審議を行いたいと思います。この案件につきましては第一部会に審議していただきました。町田第一部長代理、よろしくお願ひします。

○町田第一部長代理 それでは、資料 4 をご覧いただきたいと思います。初めに、部会で取りまとめました答申案文を事務局から朗読してください。お願ひします。

○佐藤アセスメント担当課長 本日の資料 15 ページ、資料 4、こちらを読み上げさせていただきます。

平成 27 年 1 月 30 日

東京都環境影響評価審議会

会長 小島 圭二 殿

「都営村山団地（後期）建替事業」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

別紙 16 ページをご覧ください。

「都営村山団地（後期）建替事業」に係る環境影響評価書案について

第 1 審議経過

本審議会では、平成 26 年 7 月 24 日に「都営村山団地（後期）建替事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における審議を重ね、関係地域市長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は 19 ページのとおりです。

第 2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【大気汚染、騒音・振動、自然との触れ合い活動の場共通】

本事業は、解体工事と建設工事が長期にわたり継続する計画となっている。計画地内には、環境に配慮すべき施設である保育園、幼稚園、小中学校及び福祉施設が存在するとともに、公園、広場及び計画地中央を南北に通る緑道もある。

このことから、解体工事及び建設工事に当たっては、環境に配慮すべき施設及び公園等を利用する人々の通行経路に影響を与えないよう、工事用車両の走行ルートを精査するなど、更なる環境保全のための措置を検討し、より一層の環境負荷の低減に努めるこ

と。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う発生する二酸化窒素の予測において、敷地境界では環境基準を下回るものの、計画地内では、寄与率が最大で約 5 割となる上に環境基準も超えている。

本事業は、計画地内に住民が住居する状態で工事の施行がなされることから、環境保全のための措置を徹底するなど、大気質への影響のより一層の低減に努めること。

【騒音・振動】

1 建設機械の稼働に伴う騒音・振動レベルは、評価の指標を満足するものの、工事区域の敷地境界ではこれらの数値が高く、評価の指標に近い予測値となっている。

本事業は、計画地内に住民が住居する状態で工事の施行がなされることから、環境保全のための措置を徹底するなど、建設作業における騒音・振動による影響のより一層の低減に努めること。

2 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音について、事業実施に伴う増分は小さいと予測しているが、計画地周辺の道路交通騒音は現状でも多くの地点で環境基準を超えていることから、より一層の環境保全のための措置を検討し、騒音による環境負荷の低減に努めること。

【水循環】

雨水浸透トレンチや雨水浸透ます等の設置により、雨水の地下浸透を促進し、宅地内に降った雨水はすべて地下浸透させるとしていることから、その方策について具体的かつ定量的に分かりやすく記述すること。

また、その機能が維持されるよう適切に管理すること。

【景観】

緑道の整備や植栽を実施することにより、良好な市街地景観を形成するとしていることから、植栽の計画内容を明らかにすること。

また、計画建物の高さに変化をつけ、長大な壁面を避けることにより圧迫感の変化を抑えるとしていることから、圧迫感軽減の効果についても分かりやすく説明すること。

【自然との触れ合い活動の場】

計画地内のカマキリ公園については、北側に隣接する既存住宅の除却後、公園として整備するとしていることから、公園の整備方針を明らかにするとともに、植栽に当たっ

ては、「植栽時における在来種選定ガイドライン」等を参考に、計画地に適した在来種を選定すること。

【廃棄物】

- 1 アスベスト等特別管理廃棄物の取扱いについては、現況調査及び環境保全のための措置に記載されていることから、調査結果及び発生量並びに処理の状況等について、今後の環境影響評価書等で明らかにすること。
- 2 建設発生土及び建設廃棄物の発生量が示されているが、都営村山団地はこれまで建替事業を行ってきていることから、発生量算出の原単位について、その建設工事等の実績に基づき算出すること。
- 3 建設廃棄物の種類別の発生量及び再資源化量が示されているが、分別の困難が予想される廃棄物も含まれていることから、その再資源化の方策について記載すること。

19 ページが付表でございます。

以上です。

○町田第一部長代理 ありがとうございます。

それでは、審議の結果についてご報告いたします。「都営村山団地（後期）建替事業」に係る環境影響評価書案は、平成 26 年 7 月 24 日に当審議会に諮問され、第一部会に付託されました。それ以降、現地調査及び部会における 3 回の審議を行いまして、ただいま朗読いたしましたような答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして、都民からの意見書の提出はありませんでしたが、関係地域市長である武蔵村山市長、東大和市長及び立川市長からは意見が提出されております。この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

なお、都民の意見を聴く会につきましては、都民からの意見の提出がなかったために、開催されませんでした。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民等が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めるものでございます。

次に、指摘の内容についてご説明いたします。本事業は、武蔵村山市緑が丘に位置する都営村山団地であり、団地全体の敷地面積は約 48ha でございます。団地の建替は中期計画から段階的に進められてきておりまして、今回の事業は、これに続く既存の都営住宅の除却と新築及び付帯施設の整備を行うものであります。対象事業の種類は「住宅団地の新設」

でございます。

次に、答申案の内容についてご説明いたします。

最初に【大気汚染、騒音・振動、自然との触れ合い活動の場共通】の意見でございます。解体工事と建設工事が長期にわたり継続する計画となっていることから、環境に配慮すべき施設及び公園等を利用する人々の通行経路に影響を与えないよう、工事用車両の走行ルートを検査するなど、更なる環境保全のための措置を検討し、より一層の環境負荷の低減に努めるよう求めるものでございます。

次に【騒音・振動】の意見です。計画地内に住民が住居する状態で工事の施行がなされることから、環境保全のための措置を徹底するなど、建設作業における騒音・振動による影響のより一層の低減に努めるよう求めるものなど2件でございます。

次に【自然との触れ合い活動の場】の意見です。計画地内のカマキリ公園北側に隣接する既存住宅の除却後、公園として整備するとしていることから、公園の整備方針を明らかにし、「植栽時における在来種ガイドライン」等を参考に、計画地に適した在来種の選定などを求めるものでございます。

最後に【廃棄物】の意見です。アスベスト等特別管理廃棄物の取扱いについて、調査結果及び発生量並びに処理の状況等について、今後の環境影響評価書等で明らかにするよう求めるものなど3件でございます。

また、このほかに【大気汚染】の意見が1件、【水循環】の意見が1件、【景観】の意見が1件ございます。

以上で、私からの報告を終わります。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

では、これにつきましての意見等ありましたらどうぞ。

どうぞ。

○木村委員 騒音もそうかと思うんですけども、大気汚染の評価の方法について、ちょっとお聞きしたいんですけども、この案件は、敷地内そのものに住民が住んでいるということで、計算の仕方によっては、ものすごい高濃度が出てしまう可能性があるわけで、実際は、計画地内をさらに工事区域を設けて、その敷地境界で評価した。敷地というのも変ですね。工事区域境界で評価したということになるのでしょうか。

○佐藤アセスメント担当課長 この案件ですが、基本的にまず、この団地の全体の敷地境界、これを一応、評価の指標として行っております。

ただ、ここは先ほど先生もおっしゃったように、中に住民の方がおりますので、参考として工事区域の境界についても調べているというものです。それで、評価自体は、工事ではなく、この団地の敷地境界で行っております。

○木村委員 敷地境界でしているわけですね。

○佐藤アセスメント担当課長 はい。

○木村委員 そうすると、居住者に対しては、それよりも高い濃度のところに、ある一定

の期間かもしれないですけども、住むことになるということになるわけですね。それは法的には、それでいいんですか。

○佐藤アセスメント担当課長 法的には当然、基準がありますので、基準は敷地境界ではなく、その地域ということで考えますので、基準を超えてる部分については、当然、努力して環境基準より下回るようにしてくださいというふうに業者には伝えてあります。

○木村委員 はい。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

ほかにごありますか。特にございませんか。

この案件は、従来から続いている継続ですけど、要するに、住みながら建替という非常に特徴的なところ、これについて、関係市長等々からも配慮を求めるコメントが出てございまして、それに応えた、答申ということになったと思います。

特に意見ないようでございますので、これをもって答申としていただいてよろしいかお聞きしたいのですが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

○小島審議会会長 それでは、「かがみ」を配付してください。

(「かがみ」を配付)

○小島審議会会長 それでは、朗読をよろしくお願いします。

○佐藤アセスメント担当課長 それでは、読み上げます。

26 東環審第 42 号

平成 27 年 1 月 30 日

東京都知事 舛添 要一 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 小島 圭二

「都営村山団地（後期）建替事業」環境影響評価書案について（答申）

平成 26 年 7 月 24 日付 26 環都環第 159 号（諮問第 422 号）で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど読み上げたとおりです。

以上です。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

それでは、以上の件について、知事に答申することにいたします。

それでは、次に移らせていただきます。「(仮称)八王子高尾商業施設計画」環境影響評価調査計画書でございます。この件について、答申に係る審議、よろしくをお願いします。

この件につきましては、第一部会で審議していただきました。町田第一部会長代理、よろしく申し上げます。

○町田第一部会長代理 それでは、資料 5 をご覧いただきたいと思います。初めに、部会で取りまとめました答申案文を事務局から朗読をしてください。お願いします。

○佐藤アセスメント担当課長 それでは、本日の資料 20 ページ、資料 5、こちらを読み上げさせていただきます。

平成 27 年 1 月 30 日

東京都環境影響評価審議会

会長 小島 圭二 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 片谷 教孝

「(仮称) 八王子高尾商業施設計画」環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

別紙 21 ページになります。

「(仮称) 八王子高尾商業施設計画」に係る環境影響評価計画書について

第 1 審議経過

本審議会では、平成 26 年 11 月 25 日に「(仮称) 八王子高尾商業施設計画」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、都民及び周知地域市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は 22 ページのとおりです。

第 2 審議結果

【大気汚染、騒音・振動共通】

計画地周辺には、住宅、保育園及び小中学校等があり、工事の施行中における建設機

械の稼働や工事用車両の走行、施設供用後における来店車両等による自動車交通量の増加に伴い、大気汚染及び騒音・振動など生活環境への影響が予想される。

また、計画地周辺では他の商業施設の開設も予定されており、来店車両等による自動車交通量の増加による交通渋滞、生活道路への車両の進入や通学児童等への安全確保等についても懸念されている。

このため、来店車両等の予測に当たっては、各道路における予測地点の交通容量及び将来交通量を勘案し、予測条件を設定すること。

なお、交通渋滞の発生が予測される場合には、適切な対策を検討すること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域市長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

以上です。

○町田第一部長代理 ありがとうございます。

それでは、審議の経過についてご報告いたします。本調査計画書は、平成26年11月25日に当審議会に諮問され、第一部に付託されました。

本事業は、八王子市東浅川町に位置する約6.3haの敷地において、商業施設の建設及びそれらに伴う約2,000台の来客者用の駐車場を設置するもので、対象事業の種類は「自動車駐車場の設置」でございます。

次に、答申案の内容についてご説明いたします。

【大気汚染、騒音・振動共通】の意見でございます。計画地周辺には、住宅、保育園及び小中学校等があり、建設機械の稼働や工事用車両の走行、施設供用時における来店車両等による自動車交通量の増加に伴い、大気汚染及び騒音・振動など生活環境への影響が予想されます。また、他の商業施設の開設も予定されているため、交通量の増加による交通渋滞、生活道路への車両の進入や通学児童等への安全確保等についても懸念されております。

これらのことから、予測地点の交通容量及び将来交通量を勘案して予測条件を設定し、交通渋滞の発生が予測される場合には、適切な対策を検討するよう求めるものでございます。

本調査計画書に対しまして、都民から32件の多くの意見書の提出がございました。また、周知地域市長である八王子市長からも意見が提出されております。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、ここ

に指摘する事項に留意して評価書案を作成するよう求める次第でございます。

以上で、私からの報告を終わります。

○小島審議会会長 どうもありがとうございました。

これについて、何かご意見ございますか。

○中杉委員 ちょっとよろしいですか。

○小島審議会会長 どうぞ。

○中杉委員 先ほどの受理報告のところで私が申し上げたことに関連するのが、これによく分かると思いますので。ちょっと、このブルーの調査計画書の 122 ページで「土壌汚染」とあります。「選定しなかった項目及びその理由」ということで、法例に基づき、汚染土壌は全量掘削除去されており、対策は完了しているため、検討を要しないということなんです。この検討を要しないというのは、対策を完了したというのは、古い基準に基づいたということが起こり得ます。古い基準に基づいて行われても、現状で新しい基準になっていると、古い基準に基づいて対策をやったから、汚染がないということは言い切れないので、項目を追加した場合には履歴調査結果、それから基準が厳しくなった場合は、過去の調査結果を踏まえて、新たな基準に照らしてみたら超えていないかどうかを、評価をしなければいけないはずなんです。現状では、新たな基準になってるものはございませんので、今回は、これでいいんだろうと思うんですが、そこら辺のところも、時点をどういうふうに整理するかとか、非常に微妙なところはありますので、そこら辺のルールをどうするかというのを、少し考えていただきたいということでございます。今回のものについては、これで、今のところ、基準を新たにしたもの一つあるんですけども、これは緩くしただけのもので、そういう問題には引っかからないと思いますので、今回の件については、これで結構だと思えますけども、今後、そういうことが出てくるだろうというふうに思います。そういう意味での検討をお願いした、ということでございます。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

事務局、何かコメントございますか。

○佐藤アセスメント担当課長 これは先ほど、宇山のほうからもご説明したと同じですが、今後、これにつきましては、評価書案の作成等が出てきますので、その中での調査結果等、そういうものを勘案しまして、必要に応じて、先生方にまたご相談させていただきたいと思えます。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

それでよろしゅうございますか。

○中杉委員 はい。

○小島審議会会長 ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

○平手委員 今回の答申のほうには、ないんですが、148 ページ、本文のほうを見ていただいて、圧迫感の調査地点ということなんですけれども、こちら側が、北東の角が 1 地点と

ということになっておりますけれども、その反対側の、北西のほうの角に、小学校が隣接されてるということですので、できるならば、こちらのポイントでも分析をしていただきたいということなのですが。こちらの文章には要らなくても、指導でお願いできますでしょうか。

○佐藤アセスメント担当課長 小学校側につきましては、実は八王子市長の意見でも出ておまして、こちらの圧迫感、調べてくださいというのが出ておりますので、その部分については、事業者のほうに伝えたいと思います。

○平手委員 はい。

○小島審議会会長 それでは、そのように対処をよろしくお願いします。

ほかにございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、特にご意見、これ以上ないようでございますので、審議会の答申としたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

○小島審議会会長 それでは、「かがみ」を配ってください。

(「かがみ」を配付)

○小島審議会会長 それでは、朗読をよろしくお願いします。

○佐藤アセスメント担当課長 それでは、読み上げます。

26 東環審第 43 号

平成 27 年 1 月 30 日

東京都知事 舛添 要一 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 小島 圭二

「(仮称)八王子高尾商業施設計画」環境影響評価調査計画書について(答申)

平成 26 年 11 月 25 日付 26 環都環第 443 号(諮問第 433 号)で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙については、先ほど読み上げたとおりです。

以上です。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

それでは、これで知事に答申させていただきます。

以上で、本日の答申、審議事項を終わりました。ほかに全般を通じて、何かございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、これもちまして本日の審議会、終わらせていただきます。どうもありがと

うございました。

傍聴人の方は、ここで退場してください。

(傍聴人退場)

(午前 11 時 55 分閉会)